

市川ハイツ使用細則

市川ハイツ管理組合

目 次

第1章 総 則

第1条（趣 旨）	36
第2条（定 義）	36
第3条（使用細則の効力及び遵守義務）	37
第4条（対象物件内での共通の禁止事項）	37

第2章 専有部分の使用

第5条（専有部分の貸与に係る誓約書の届出）	37
第6条（資格喪失の届出）	38
第7条（通知を受けるべき場所の届出）	38
第8条（入居の届出等）	38
第9条（防 犯）	38
第10条（鍵の管理）	38
第11条（水の管理）	38
第12条（防 音）	39

第3章 敷地及び共用部分等の使用

第13条（敷地及び共用部分等での禁止行為）	39
第14条（ベランダ等の適正な管理）	39
第15条（ベランダ等での禁止行為）	40
第16条（駐車場等の適正な管理）	40
第17条（駐車場等での禁止行為）	41
第18条（自転車の適正な管理）	41
第19条（臨時駐車場の管理）	42
第20条（原状回復義務等）	42

第4章 その他の共通の利用調整等

第21条（組合等からの連絡・伝達方法）	43
第22条（ごみ処理）	43
第23条（引 越）	43
第24条（外来者）	44

第5章 雑 則

第25条（届出書類の保管等）	44
第26条（事務の委託）	44
第27条（紛争解決の責任）	44
第28条（細則外事項）	44

第 2 9 条 (細則の改廃)	・ ・ ・ ・ ・	44
第 3 0 条 (細則原本)	・ ・ ・ ・ ・	45

附 則

別記様式第 1	誓約書 (第 5 条関係)
別記様式第 2	組合員変更届 (第 6 条関係)
別記様式第 3	通知受領場所届 (第 7 条関係)
別記様式第 4	入居届 (第 8 条 1 項関係)
別記様式第 5	普通自動車駐車場賃貸借契約書 (第 1 6 条関係)
別記様式第 6	自動二輪車・原動機付自転車駐車場賃貸借契約書 (第 1 6 条 関係)
別記様式第 7	駐車車輛変更届 (第 1 6 条 4 項関係)
別記様式第 8	自転車駐輪場賃貸借契約書 (第 1 6 条関係)
別記様式第 9	駐輪自転車 (変更・廃止) 届 (第 1 6 条 4 項関係)

市川ハイツ使用細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、市川ハイツ管理規約（以下「規約」という。）第18条（使用細則）の規定に基づき、対象物件の使用及び生活ルールに関し、区分所有者及び占有者が遵守すべき事項を定め、管理組合の共同生活のより良好な住居環境及び住環境を創造するために、組合員相互が共同で遵守する事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 占有者 規約第2条（定義）第4項に規定する区分所有者以外の専有部分の占有者をいう。
- 二 共用部分等 規約第2条（定義）第8項に規定する共用部分及び附属施設をいう。
- 三 専用使用权 規約第2条（定義）第9項に規定する敷地及び共用部分等の一部について特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。
- 四 対象物件 規約第4条（対象物件の範囲）において規定する別紙第1（対象物件の表示）に記載された敷地、建物（専有部分を含む。）及び附属施設をいう。
- 五 管理組合 規約第6条（管理組合）第1項に規定する市川ハイツ管理組合をいう。
- 六 ベランダ等 規約第14条（ベランダ等の専用使用权）第1項において規定する別紙第3（ベランダ等の専用使用权）に掲げるベランダ、玄関扉、窓枠、窓ガラス、及び一階に面する庭をいう。
- 七 ベランダ等の専用使用权者 規約第14条（ベランダ等の専用使用权）第1項及び第15条（駐車場等の使用）において規定する別紙第3に掲げるベランダ等及び駐車場等について専用使用权を有する区分所有者をいう。
- 八 理事長 規約第37条（役員）に規定する理事長をいう。
- 九 総会 規約第44条に規定する総会をいう。
- 十 理事会 規約第53条（理事会）に規定する理事会をいう。
- 十一 駐車場等 駐車場及び駐輪場をいう。
- 十二 車両 普通自動車、自動二輪車、原動機付自転車をいう。

十三 自転車 一般大人用自転車、大人用三輪自転車、子供用自転車、子供用三輪車、スケート等を含めたものをいう。

十四 車両等 車両に前号の自転車を加えたものをいう。

(使用細則の効力及び遵守義務)

第3条 この細則は、区分所有者の包括継承人及び特定継承人に対しても、その効力を有する。

2 占有者は、区分所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してはこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

(対象物件内での共通の禁止事項)

第4条 区分所有者は、対象物件内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 騒音、振動、悪臭及び煤煙等を発生させる行為
- 二 引火、発火及び爆発のおそれのある物品の製造、所持又は持込み
- 三 廃油、強酸性の溶液及び溶剤等を排水管を經由して流して捨てる廃棄
- 四 枯葉、ごみその他の廃棄物の埋却、散布又は焼却
- 五 建物の構造体に影響を及ぼすおそれのある大型金庫等の重量物の搬入又は設置
- 六 風俗、美観上好ましくない行為及び用途等への使用。不潔、嫌悪を感じる用途への使用
- 七 住居内において、近隣の迷惑になるような騒音、音声を発する行為
- 八 深夜の高歌、放吟
- 九 寝間着、ステテコ等の姿又は下駄での廊下、階段の歩行
- 十 管理要員（管理員、並びに清掃員等）への、私的雑用の依頼
- 十一 許可された者以外の屋上への立入り
- 十二 敷地内の芝貼り部分への立入り
- 十三 その他各号に順ずる行為で、他の区分所有者又は占有者の迷惑となる行為

第2章 専有部分の使用

(専有部分の貸与に係る誓約書の提出)

第5条 規約第19条（専有部分の貸与）第2項の誓約書の様式は、別記様式第1に掲げるとおりとする。

(資格喪失の届出)

第6条 規約第33条(届出義務)の書面様式は、別記様式第2に掲げるとおりとする。

(通知を受けるべき場所の提出)

第7条 規約第45条(招集手続)第2項の通知を受けるべき場所の設定、変更又は廃止の届出は、管理組合に別記様式第3による書面を提出しなければならない。

(入居の届出等)

第8条 区分所有者又は占有者が新たに入居したときは、すみやかにその旨別記様式第4により管理組合に届出なければならない。届出事項に変更があったときも、同様とする。

2 理事長は、第6条、第7条及び前項の書面に基づき、規約第66条(帳票類の作成、保管)の組合員名簿を作成する。

(防 犯)

第9条 組合員は、近隣の各居住者同士日常生活を通じて、相互の親睦を図り、連携して防犯に努め、連帯感の齟齬をきたした隙を犯罪者に狙われないよう留意しなければならない。

2 玄関の覗き窓(ドア・スコープ)及びドア・チェーンを活用し、訪問者があった場合は、覗き窓から確認し、未知の人物の訪問にはドア・チェーンを掛けたまま対応する。

3 旅行その他で、長期不在になるときは必ず新聞販売所に連絡して、配達の停止依頼をし、隣近所の居住者及び管理員等にその旨連絡する。

(鍵の管理)

第10条 当管理組合の鍵の管理の標準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 各住戸の鍵は、各区分所有者が管理をする。

二 管理組合は、受水槽、地下貯水槽、屋上出入口、電気室の鍵を管理し、各住戸の鍵は管理しない。

三 建物の玄関出入口は、常時施錠しない

(水の管理)

第11条 各住戸の防水区画は、浴室のみで、それ以外の洗面所、台所、玄関等は防水区画とされていない。誤って隣接住戸、階下の住戸への漏水、浸水を生起さ

せた場合には、当該区分所有者が損害を賠償しなければならない。

2 トイレにトイレット・ペーパー以外の物を流すと、排水管が詰まり汚水が逆流し使用不能になるほか、階下の居住者及び同一の排水管を使用している居住者も使用不能になるため、次に掲げる各号の行為を禁止する。

- 一 トイレ・ペーパー以外の用紙の使用
- 二 トイレの排水孔に綿、新聞紙、布切れ、生理用品等の廃棄

(防 音)

第12条 コンクリート建物の一般的な特徴として、木造建物に比して音に対して閉鎖的な面もあるが、極めて鋭敏な面を有し床下のコンクリート（スラブ）は階下に音の伝達をし易く、響き易いので、次の各号の行為には、十分留意をする。

- 一 ドアの開閉、深夜の階段の昇降、早朝のカーテンの開閉
- 二 テレビ、ピアノ等の音量、特に夏季の窓等を開放する時期
- 三 室内で子供を遊ばせるとき（防音、遮音用の敷物を使用すると防音効果が高い。）

第3章 敷地及び共用部分等の使用

(敷地及び共用部分等での禁止行為)

第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 建物の保存に影響を及ぼすおそれのある共用部分の穿孔、切削又は改造
- 二 広告物の掲示又は設置、その他の建物の外観の変更を伴う改造、改修及び使用
- 三 専用使用権のない庭、廊下、階段その他の敷地及び共用部分等への物品の設置若しくは放置又はその占拠、その他の排他的な使用
- 四 指定された所定の駐車場及び駐輪場以外の場所への駐車及び駐輪
- 五 ピアノ等の重量物の搬出入に際しての、専門業者以外の搬出入
- 六 その他、敷地及び共用部分等の通常の使用以外の使用
- 七 駐車・駐輪禁止表示をされた、黄色線で囲まれたゼブラ・ゾーン内に架かる駐車及び駐輪

(ベランダ等の適正な管理)

第14条 ベランダ等の専用使用権者は、ベランダ等の価値及び機能の維持管理を図るため、その責任と負担において次の各号に掲げるベランダ等の適正な管理を

行わなければならない。

- 一 保守及び維持
- 二 経常的な補修
- 三 清掃、消毒及びごみ処理
- 四 その他ベランダ等の通常の使用に伴う管理

(ベランダ等での禁止行為)

第15条 ベランダ等の専用使用権者は、ベランダ等において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 煉瓦、モルタル、コンクリート及び多量の土砂による花壇等（芝生を含む。）の設置又は造成
- 二 倉庫、物置、サンルーム、ビニール・ハウス、縁側、遊戯施設その他の工作物の設置又は築造
- 三 アマチュア無線アンテナ、音響機器及び照明機器等の設置
- 四 緊急避難の妨げとなる物品の設置又は放置
- 五 手すりを毀損し、又は落下のおそれのある物品の設置若しくは取付け
- 六 多量の撒水
- 七 その他ベランダ等の通常の用法以外での使用

(駐車場等の適正な管理)

第16条 管理組合と規約第15条に基づき選出した区分所有者との間に駐車場等賃貸借契約書（普通自動車は、別記様式第5、自動二輪車及び原動機付自転車は、別記様式第6、自転車は、別記様式第8）により契約締結を完了した後、当該区分所有者（但し、自転車は占有者を含む。）は、専用使用権者としての権利を得る。

- 2 駐車場等（自動二輪車、原動機付自転車、自転車を含む。）の専用使用権者は、駐車場等の価値及び機能の維持を図るため、その責任と負担において市川ハイツの良好な住環境、外観を維持するための、適性な管理に努めなければならない。
- 3 駐車場における車両等の事故及び保管責任については、専用使用権者が全責任を負うものとし、管理組合は原則として責任を負わない。
- 4 駐車・駐輪できる車両・自転車は、管理組合と駐車場等賃貸借契約書に記載する車両・自転車に限定する。ただし、車検、車両等の更新その他の理由で、駐車場等賃貸借契約に記載された以外の車両等を駐車・駐輪するときは、事前若しくは駐車車両・駐輪自転車の変更後14日以内に駐車車両・駐輪自転車変更・廃棄届（車両は別記様式第7、自転車は、別記様式第9）を管理組合に届け出るもの

とする。

- 5 防犯のために車両・自転車を離れるときの施錠、サイド・ブレーキの確認、アンテナの格納等に留意し、敷地内の走行では、老人、幼児及び歩行者に十分注意して走行する。
- 6 専用使用駐車場等の清掃、ごみ処理には、常に留意し清潔に維持する。なお、駐車場使用料金には、洗車のための水道使用料も含まれている。

(駐車場等での禁止行為)

第17条 駐車場等の専用使用権者は、駐車場等において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 原状の変更、工作物の設置又は構築、車輛以外の物品置場としての利用
- 二 第三者への転貸
- 三 火災、爆発のおそれのあるもの及びその他の危険物の持ち込み、又はこれらを積載した車輛の駐車
- 四 敷地内での20Km/時以上での走行
- 五 無用の警笛、空ぶかし、その他居住者に迷惑を及ぼす騒音

(自転車の適正な管理)

第18条 自転車には、取得後に駐輪場賃貸借契約を管理組合と完了した時並びに12月分の駐輪場使用料を納入した時に管理組合から「当該年度用シール」を受領(無料)し、自転車の見え易い箇所に貼付して当管理組合員の所有する自転車であることを明示する。シールの有効期間は、1月から12月末までとし、毎年貼付し直すものとする。

- 2 駐輪場所は、駐輪場賃貸借契約書締結の際に指定された番号の駐輪場所とする。但し、子供用自転車及び子供用三輪車、スケート等は玄関前の駐輪機材の無い白線内に駐輪する。

子供用自転車の駐輪場使用料は、無料とするが、当管理組合員の所有する自転車であることを明示する「シール」を購入(実費)し、貼付する。

- 3 使用しなくなった自転車は、速やかに廃棄するとともに駐輪自転車廃棄届(別記様式第9)を管理組合に届け出るものとする。

駐輪自転車廃棄届(別記様式第9)を提出されない期間は、指定駐輪場を使用しているものとして、使用料は支払わなければならない。

- 4 シールの貼付していない自転車は、所有権を放棄した放置自転車とみなし随時整理のうえ、所有者への連絡をせずに廃棄する。これに要する廃棄費用は、旧所有者の負担とし徴収することができる。

5 配達業者、一般来訪者は、管理組合が指定する駐輪場区画を臨時駐輪場として利用することが出来る。

(臨時駐車場の管理)

第19条 管理組合は、来客用駐車場を有さず玄関前に指定する空地进行を臨時に利用している。ただし、この空地进行は緊急事態の発生、各種訓練及び行事の実施時には利活用を停止するので、必ず管理員に確認してから臨時に利用し、その際は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 駐車する際は、必ず管理員室に了解を得てから駐車し、原則としてその際、車輛の鍵は管理員に預ける
- 二 配達業者等の車輛の駐車は、30分以内とする
- 三 30分を越える場合及び一般来訪者は、玄関ホールに備えてある「駐車票」をフロントガラスの見え易い箇所に置く
- 四 駐車場における破損、事故等について、如何なる場合も管理組合は、一切の責任を負わず、臨時駐車場を使用した者が全責任を負う
- 五 駐車票のない30分以上の駐車並びに当管理組合又は組合員と関係の無い車輛の駐車を禁止するとともに、所定の場所以外の駐車も禁止する
- 六 本細則に違反する車輛は、警察に連絡し撤去する。又非常時には、一方的に撤去し、これら何れの場合も取扱結果に対する費用の負担、破損補償を含め当管理組合は、一切の責任を負わない

(原状回復の義務等)

第20条 ベランダ等、駐車場、駐輪場、臨時駐車場等の使用により配線、配管、フェンスその他の共用部分等を毀損し、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、当該専有者、区分使用者又は使用者がその責任と負担において原状回復及びこれにより発生した損害を賠償しなければならない。

- 2 占有者、区分所有者又は使用者（以下この序において「義務者」という。）が前7条及び前項の義務を履行しない場合又は履行しても十分でない場合において、本項から第5項までに規定する措置以外の方法によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行又は不完全な履行を放置することによって区分所有者の共同の利益を著しく害することが明らかであるときは、管理組合は、自ら原状回復その他必要な措置を講じさせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 3 前項の規定による措置をするには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がされないときは、当該措置をなすべき旨を示して、あらかじめ義務者に通知

を発しなければならない。

- 4 義務者が前項の期限までにその義務を履行しないときは、理事長は、総会の決議を経て、当該措置をする時期及び当該措置に要する費用の概算による見積額を示して、義務者に通知を発するものとする。
- 5 規約第45条（招集手続）第2項及び第3項の規定は、前二項の通知に準用する。

第4章 その他の共通の利用調整

（組合等からの連絡・伝達方法）

第21条 管理組合及び管理委託会社からの連絡事項・伝達事項は、各住戸に確達すべき事項は、文書及び広報誌の各住戸への配布によるが、一般的には、主として掲示板に掲示により実施するので、掲示板の掲示物には玄関の出入等の際に可能な限り確認する。

（ごみ処理）

第22条 区分所有者は、対象物件内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 各種のごみは、市川市の指定（曜日、袋）に従って、当日の朝八時までにごみ集積所に出すこと
- 二 有害ごみは、透明な袋に入れてごみ集積所に出すこと
- 三 大型ごみ（体積18リットル以上のもの）は、市川市に連絡調整のうえ、市の指示に従う
- 四 転居等で大量の廃棄物を生じる場合は、事前に管理組合に連絡のうえ、その指示に従う
- 五 ごみを集積所に運ぶ際、共用部分を汚さない様に留意し、汚してしまった時は、汚した当人の責任で復旧する

（引越）

第23条 区分所有者が引越し又は家具等の大量若しくは大きな物品等を搬入、搬出する場合は、あらかじめ管理組合に申し出て、実施当日の搬出、搬入の際は立会って貰い、大量の廃棄物が出たときは個人でクリーン・センターに持ち込むか、専門業者に依頼して廃棄物を処理する。

(外来者)

第24条 当組合員を来訪した外来者（訪問者）が廊下、ホール等の共用部分又はその附属物を破損した場合は、来訪を受けた組合員が損害を賠償しなければならない。

第5章 雑 則

(届出書類の保管等)

第25条 理事長は、第5条から第8条までに掲げる書面（組合員名簿を除く。以下この条において「届出書類」という。）を管理員室、管理用倉庫その他の保管場所に届出書類毎に別に定める細則の保管年数に基づき、所定の期間保管するものとする。

2 前項の保管期間を経過した届出書類は、いつでも廃棄することができる。

3 理事長は、みだりに届出書類を閲覧させてはならない。ただし、対象物件の管理のために管理組合が必要とするとき、捜査機関が捜査のために必要とするとき、その他法令の定めによるときは、この限りではない。

(事務の委託)

第26条 理事長は、この細則に定める事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

(紛争解決等の責任)

第27条 対象物件の使用に関し、他の区分所有者又は占有者との間に紛争が生じたときは、区分所有者及び占有者は、誠実にその紛争の解決又は処理に当らなければならない。

2 前項に規定する場合において、紛争の当事者は、理事会に対して意見を求めることができる。

(細則外事項)

第28条 この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則に定めるところによる。

(細則の改廃)

第29条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経な

ければ変更することができない。

(細則の原本)

- 第30条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指定する2名の区分所有者が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。
- 2 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
 - 3 理事長は、所定の掲示場所に細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成20年7月12日から効力を発する。
- 2 平成20年12月7日 一部改正
〔改正条項 第2条（定義）、第13条（敷地及び共用部分等での禁止行為）、第16条（駐車場等の適正な管理）、第17条（駐車場等での禁止行為）、第18条（自転車の適正な管理）、別記様式第8（第16条関係）、別記様式第9（第16条4項関係）〕

別記様式第1 誓約書（第5条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

市川ハイツ管理組合

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

私は、市川ハイツ管理組合同規約第19条第2項に基づき、市川ハイツの
区分所有者 との 号室の貸与に係る契約の締結に際
し、下記事項を誓約します。

占有者（借主）氏名 ○ ○ ○ ○ 印

記

市川ハイツ管理規約、市川ハイツ使用細則その他の使用細則に定める事
項を誠実に遵守すること。

以上

別記様式第2 組合員変更届（第6条関係）

組合員変更届

平成 年 月 日

市川ハイツ管理組合

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

私は、市川ハイツ管理規約第30条の規定に基づき、市川ハイツ管理組合の組合員の資格（区分所有権）の取得及び喪失について、下記のとおり届け出ます。

届出者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

記

- 一、対象住戸 _____号室
- 二、組合員の変更日 平成 年 月 日
- 三、組合員の変更の原因（○で囲む）
- 1、特定承継（売買、贈与、競売による売却等）
 - 2、包括承継（相続等）
- 四、組合員の資格を取得した者の氏名及び連絡先
- 氏名 _____
- 連絡先（対象住戸以外の場合に記入する。）

(電話) _____

- 五、組合員の資格を喪失した者の氏名及び連絡先
- 氏名 _____
- 住所（移転先）

(電話) _____

以上

別記様式第3 通知受領場所届 (第7条関係)

通知受領場所届

平成 年 月 日

市川ハイツ管理組合

理事長 板垣 邦明 殿

私は、市川ハイツ管理組合使用細則第7条の規定に基づき、市川ハイツ管理組合の総会の招集通知を受けるべき場所について、下記のとおり届け出ます。

組合員 (区分所有者) 氏名 _____ 印

記

一、対象住戸 _____号室

二、届出の事由 (○で囲む。)

1. 設定 2. 変更 3. 廃止 (専有部分の所在地宛に変更)

三、通知を受ける場所

氏名 (名称) _____

住所 (所在地)

(電話) _____

以上

入 居 届

室 番 号	—	入 居 日	昭和・平成 年 月 日	記 入 日	平成 年 月 日
所 有 者			電 話 番 号		
賃 借 人			電 話 番 号		
所 帯 主	氏 名	所帯主との関係	生 年 月 日	緊 急 時 の 連 絡 先 (名称・電話番号)	
			昭和・平成 年 月 日		
家 族			昭和・平成 年 月 日		
			昭和・平成 年 月 日		
			昭和・平成 年 月 日		
			昭和・平成 年 月 日		
			昭和・平成 年 月 日		
非 常 時 の 連 絡 先	氏 名	所帯主との関係	自 宅 住 所		
			自 宅 電 話 番 号		

使用目的 このカードは、緊急時の連絡や災害時に安否を確認するために使用し、管理組合の活動以外では使用いたしません。
御提出いただいた後は、市川ハイツ管理室で保管します。

※ 災害発生時に避難するに際して、補助が必要となる方は、こちらに御記入下さい。

別記様式第5（第16条関係）

市川ハイツ管理組合駐車場
(普通自動車)

賃貸借契約書

市川ハイツ管理組合理事長_____（以下「甲」という。）と
使用者_____（以下「乙」という。）との間において、下記条項を
合意のうえ賃貸借契約を締結した。

第1条 甲は、市川ハイツ管理組合同規約第15条1項により甲が管理している
下記表示の土地を普通自動車駐車場として使用させることを乙に約し、乙は、
甲に駐車場賃貸借料金を支払うことを確約した。

名 称 市川ハイツ管理組合駐車場
所 在 〒272-0015 市川市鬼高2-12
駐車場番号 _____番

第2条 賃貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日
迄の1ヵ年とする。ただし、期間満了時、乙に規約及び使用細則等に契約違
反事項が無い場合は、甲乙協議のうえ更新することができる。

第3条 賃借料金は、1ヶ月金 8,000 円とする。ただし、物価の変動、公租及
び近隣の駐車場賃貸料金との比較等により駐車場料金の増減を要するときは、
総会で決議のうえ、改訂することができる。

第4条 駐車場賃借料金は、毎月26日までに翌月分を甲の指定する方法によ
り支払うものとする。

第5条 乙は、自己の所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又
は貸与した時は、乙に係る本契約は自動的に解約となり効力を喪失し、専用
使用することは、出来ない。

2 乙は、本契約の駐車場使用权の全部又は一部を第三者に転貸若しくは譲渡
してはならない。

第6条 乙は、乙又は乙の関係者の責に帰すべき事由により、駐車場若しくは
附属物を毀損した場合、直ちに甲に対してその旨を通知し、かつ、生じた損
害を賠償しなければならない。

第7条 甲は、本契約の駐車場内において生じた事故につき、原則として賠償の責を負わない。

第8条 甲は、乙に対し駐車場の位置を明示するが、甲の都合により駐車位置の変更を要する場合、乙は特別の理由の無い場合は協力するものとする。

第9条 乙が車輛の買替等によって甲の証明を必要とする場合は、甲は乙に協力するものとする。

第10条 本契約、規約及び使用細則に定めていない事項については、甲乙誠意をもって解決するものとする。

特約事項

以上の契約を証するため本書2通を作成し、甲乙署名、押印のうえ、甲乙1通を保有する。

以上

平成 年 月 日

甲

〒272-0015

市川市鬼高2-12

市川ハイツ管理組合

理事長 _____

乙（使用者）

住戸番号 _____ 棟 _____ 号

氏 名 _____ 印

車 種 _____

車輛番号 _____

別記様式第6（第16条関係）

市川ハイツ管理組合駐車場
（自動二輪車・原動機付自転車）

賃 貸 借 契 約 書

市川ハイツ管理組合理事長_____（以下「甲」という。）と
使用者_____（以下「乙」という。）との間において、下記条項を
合意のうえ賃貸借契約を締結した。

第1条 甲は、市川ハイツ管理組規約第15条1項により甲が管理している
下記表示の土地を自動二輪車・原動機付自転車駐車場として使用させること
を乙に約し、乙は、甲に駐車場賃貸借料金を支払うことを確約した。

名 称 市川ハイツ管理組合駐車場
所 在 〒272-0015 市川市鬼高2-12
駐車場番号 _____番

第2条 賃貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日
迄の1ヵ年とする。ただし、期間満了時、乙に規約及び使用細則等に契約違
反事項が無い場合は、甲乙協議のうえ更新することができる。

第3条 貸借料金は、1ヶ月金_____円とする。ただし、物価の変動、公租
及び近隣の駐車場賃貸料金との比較等により駐車場料金の増減を要するとき
は、総会で決議のうえ、改訂することができる。

第4条 駐車場賃貸借料金は、毎月26日までに翌月分を甲の指定する方法によ
り支払うものとする。

第5条 乙は、自己の所有する専用部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又
は貸与した時は、乙に係る本契約は自動的に解約となり効力を喪失し、専用
使用することは、出来ない。

2 乙は、本契約の駐車場使用权の全部又は一部を第三者に転貸若しくは譲渡し
てはならない。

第6条 乙は、乙又は乙の関係者の責に帰すべき事由により、駐車場若しくは
附属物を毀損した場合、直ちに甲に対してその旨を通知し、かつ、生じた損
害を賠償しなければならない。

第7条 甲は、本契約の駐車場内において生じた事故につき、原則として賠償の責を負わない。

第8条 甲は、乙に対し駐車場の位置を明示するが、甲の都合により駐車位置の変更を要する場合、乙は特別の理由の無い場合は協力するものとする。

第9条 乙が車輛の買替等によって甲の証明を必要とする場合は、甲は乙に協力するものとする。

第10条 本契約、規約及び使用細則に定めていない事項については、甲乙誠意をもって解決するものとする。

特約事項

以上の契約を証するため本書2通を作成し、甲乙署名、押印のうえ、甲乙1通を保有する。

以上

平成 年 月 日

甲

〒272-0015

市川市鬼高2-12

市川ハイツ管理組合

理事長 _____

乙（使用者）

住戸番号 _____ 棟 _____ 号

氏 名 _____ 印

車 種 _____

車輛番号 _____

別記様式第7（第16条4項関係）

駐車車輛変更届

平成 年 月 日

市川ハイツ管理組合

理事長 _____ 殿

駐車車輛を届出日以降変更（一時変更：期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日）致しますので、市川ハイツ管理組合使用規則第16条4項の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

部屋番号 _____ 棟 _____ 号室

氏 名 _____ 印

記

変更後の駐車車輛

1 駐車車輛変更日 平成 年 月 日

2 種別(○で囲む。) 普通自動車。 自動二輪車。 原動機付自転車

3 駐車場番号 No _____

4 車 種 _____

5 車 輛 番 号 _____

以上

別記様式第8（第16条関係）

市川ハイツ管理組合駐輪場
（自転車）

賃貸借契約書

市川ハイツ管理組合理事長_____（以下「甲」という。）と
使用者_____（以下「乙」という。）との間において、下記条項を
合意のうえ賃貸借契約を締結した。

第1条 甲は、市川ハイツ管理組合同規約第15条1項により甲が管理している
下記表示の土地を自転車駐輪場として使用させることを乙に約し、乙は、甲
に駐輪場賃貸借料金を支払うことを確約した。

名 称 市川ハイツ管理組合駐輪場
所 在 〒272-0015 市川市鬼高2-12
駐輪場番号 _____番

第2条 賃貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日
迄の1ヵ年とする。ただし、期間満了時、乙に規約及び使用細則等に契約違
反事項が無い場合は、甲乙協議のうえ更新することができる。

第3条 賃借料金は、1ヶ月金300円とする。ただし、物価の変動、公租及
び近隣の駐輪場賃貸料金の比較等により駐輪場料金の増減を要するときは、
総会で決議のうえ、改訂することができる。

第4条 駐輪場賃借料金は、毎月26日までに翌月分を甲の指定する方法によ
り支払うものとする。

第5条 乙は、自己の所有する専用部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又
は貸与した時は、乙に係る本契約は自動的に解約となり効力を喪失し、専用
使用することは、出来ない。

2 乙は、本契約の駐輪場使用権の全部又は一部を第三者に転貸若しくは譲渡し
てはならない。

第6条 乙は、乙又は乙の関係者の責に帰すべき事由により、駐輪場若しくは
附属物を毀損した場合、直ちに甲に対してその旨を通知し、かつ、生じた損
害を賠償しなければならない。

第7条 甲は、本契約の駐輪場内において生じた事故につき、原則として賠償の責を負わない。

第8条 甲は、乙に対し駐輪場の位置を明示するが、甲の都合により駐輪位置の変更を要する場合、乙は特別の理由の無い場合は協力するものとする。

第9条 本契約、規約及び使用細則に定めていない事項については、甲乙誠意をもって解決するものとする。

特約事項

以上の契約を証するため本書2通を作成し、甲乙署名、押印のうえ、甲乙1通を保有する。

以上

平成 年 月 日

甲

〒272-0015

市川市鬼高2-12

市川ハイツ管理組合

理事長 _____

乙（使用者）

住戸番号 _____ 棟 _____ 号

氏 名 _____ 印

車種・特徴等 _____

駐輪自転車（変更・廃止）届

平成 年 月 日

市川ハイツ管理組合

理事長 _____ 殿

駐輪自転車を届出日以降（変更・廃棄）致しますので、市川ハイツ管理組合使用細則（第16条4項・18条4項）の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

部屋番号 _____ 棟 _____ 号室

氏 名 _____ 印

記

（変更・廃棄）後の駐輪自転車

- 1 駐輪自転車変更日 平成 年 月 日
- 2 種別(○で囲む。) 大人用自転車。電動自転車。大人用三輪車。
子供用自転車。子供用三輪車。スケート等。
- 3 駐輪場番号 No _____
- 4 車種・特徴等 _____
- 5 その他参考事項 _____

注：記入要領

（ ）内の変更・廃棄に、該当する箇所に○印を付けてください。